令和７年（フ）第１０４号
宮崎県都城市一万城町36号３番地、前住所宮崎県都城市志比田町4569番地２
破産者　村上　慈英
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１０７号
宮崎県都城市早水町９号15番地　平田コーポ102
破産者　白川　優希
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１３２号
宮崎県都城市久保原町３街区20の２号　小野田久保原貸家Ｂ棟、前住所長崎県佐世保市早岐一丁目４番48号　シンシアリーＩ501号
破産者　牧　　章太
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根741番地13　エコーマンション２－Ａ号
破産者　田村　愛子
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結

令和７年（フ）第１７３号
兵庫県宝塚市山手台西二丁目５番３号
破産者　株式会社エキスパート
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第６９７号
東京都武蔵野市西久保三丁目４番20号
破産者　株式会社斎藤工務店
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６９８号
東京都武蔵野市西久保３丁目４番20―302号第二富士マンション、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵野市西久保３丁目４番20―402号第二富士マンション
破産者　齋藤　興一
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３４６号
東京都町田市山崎町1493番地３
破産者　株式会社早稲塚組
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２６０号
静岡県沼津市戸田3703番地の25
破産者　亡板谷優子相続財産
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第２８４号
静岡県駿東郡清水町徳倉998番地の１　フレマリール998　Ｂ棟　103、前住所静岡県駿東郡清水町柿田270番地の21
破産者　宮武錬太郎
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２９７号
静岡県駿東郡長泉町竹原95番地の１　コーポ的場402号
破産者　津々見茂雄
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４４８号
静岡県伊豆の国市田京707番地の27　ヴィラＫＳＴ　102号
破産者　塚田　良介
１　決定年月日　令和８年８月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１２６号
福岡県中間市鍋山町13番10―102号
破産者　株式会社クレセント貿易
１　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
２　一般調査期日　令和８年10月28日午後２時30分
令和８年８月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３９号
兵庫県川西市多田桜木一丁目４番23号　桜木イーストビル２階２Ａ号室
破産者　株式会社アルゾ
１　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
２　一般調査期日　令和８年10月22日午前11時
令和８年８月13日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第３９３号
大阪府岸和田市西大路町225―２
破産者　有限会社オートサービスユーオート
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
大阪府貝塚市橋本684番地　２棟503号
破産者　ＴＵＲＫＥＹこと　比嘉　利恵
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号
破産者　株式会社ニューオオミヤ
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７７２号
大阪府茨木市真砂１丁目21番９号の１　シャトーノーブルＡ　102号
破産者　櫻井　梨絵
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３４４号
大阪府寝屋川市池田本町４番10号
破産者　末永　広美
異議申述期間　令和８年10月８日まで
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部